



「子どもの家・留守家庭児童会」では、放課後に保護者が仕事などで昼間不在になる家庭の児童を対象に、安全安心な生活の場を提供しています。

**子どもの家・留守家庭児童会**  
 ▽時間 原則午後6時まで(延長開設あり)。  
 ▽保護者負担金助成制度 子どもの家などの利用に必要な保護者の経済的負担を軽減するため、生活保護受給世帯や就学援助対象世帯を対象に保護者負担金の一部を助成しています。

ページ番号  
1006548

▽子育て支援事業 夏休みなどを除く平日の午前10時～正午に、乳幼児とその保護者向けに遊びと交流の場を提供しています。現在、55カ所の子どもの家で実施しています。

**放課後子ども教室** 主に放課後の時間を利用して、希望する全ての児童が、工作やスポーツ、伝統文化や学習などを体験する事業です。さまざまな経験を重ね、たくさんの人と交流を深めることができます。現在、52校区で実施しています。  
 ☎生涯学習課 ☎(632) 2676

ページ番号  
1006547

※各小学校区の「子どもの家・留守家庭児童会」の連絡先などについて、詳しくは、市HPをご覧ください。